

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用して下さい。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の預入用袋(以下「預入用袋」という。)に入れ、その預入用袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入して下さい。
- (2) 預入用袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、投入袋受付票を受取ってください。

3. (使用料)

- (1) 夜間金庫の使用料は、当金庫所定の金額を年払いまたは月払いにより、予め指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。使用料の引落日は、年払いは毎年4月1日、月払いは毎月1日とし、休日と重なる場合は翌営業日の引落しとします。
- (2) 当初申込の使用料は、年払いの場合、申込の月から最初に到来する当該年度末までの使用料を月割にて計算した金額を支払ってください。月払いの場合は、月の途中の契約であっても該当月分の使用料を支払ってください。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降の使用料徴求日から適用します。
- (4) 夜間金庫の預入時に使用する「夜間金庫専用ご入金帳」の発行手数料を新規契約時に別途支払ってください。再交付する場合も同様とします。
- (5) 年払いの場合で、期の途中で解約があった場合は、解約日の翌日から起算して残存月数分を月割にて算出し返戻します。

4. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された預入用袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。
- (2) 前項の取扱にあたり、入金票に記載された金額が、当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫は責任を負いません。

5. (預入用袋等の返却)

預入用袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

6. (鍵の保管等)

- (1) 外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預入用袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、預入用の開閉に使用します。

7. (鍵、預入用袋の喪失・毀損)

外扉用鍵、預入用袋および預入用袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担して下さい。



8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、外扉用扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由より生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても当金庫は責任を負いません。

9. (解約等)

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、外扉用鍵、預入用袋および預入用袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

10. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、預入用袋および預入用袋正鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定に取扱います。

12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日)